



# 栃木県公報

平成29年  
12月27日(水)  
号外  
第55号

## 目次

### 教育委員会

- 平成29年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則の制定…………… 1
- 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正…………… 2
- 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正…………… 3

### 人事委員会

- 平成29年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則の制定…………… 3
- 職員の給料等の支給に関する規則の一部改正…………… 4
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正…………… 5
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正…………… 7
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正…………… 8

## 教育委員会

### 栃木県教育委員会規則第七号

平成二十九年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則を次のように定める。  
平成二十九年十二月二十七日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

### 平成二十九年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則

(定義)

**第一条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 経過措置額支給特定職員 栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十六号。以下「平成二十六年給与条例」という。）附則第五条第一項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十九年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同条の規定による給料を支給されるものをいう。
- 二 施行日 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成二十九年栃木県条例第五十号。以下「平成二十九年勧告改正給与条例」という。）の施行の日をいう。
- 三 給与条例 栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）をいう。
- 四 改正後の給与条例 平成二十九年勧告改正給与条例による改正後の給与条例をいう。
- 五 改正前の給与条例 平成二十九年勧告改正給与条例による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の特例)

**第二条** 経過措置額支給特定職員に対する平成二十九年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成二十六年給与条例附則第五条の規定を含む。）により支給されるべき額（第三号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が、改正前の給与条例の規定（平成二十六年給与条例附則第五条の規定を含む。以下この条において同じ。）により支給されるべき額（第三号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料（教育委員会の定める場合におけるものに限る。）
- 二 へき地手当（次号に該当するものを除く。）
- 三 栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十五年栃木県教育委員会規則第二十一号）第一条の二の規定の適用がある場合におけるへき地手当及び地域手当



別表第十五イの表中

117
122
127
132
138
144
150

を

118
124
130
136
141
146
151

に改め、別表第十五ロの表中

71

69

102
108
114
120
122
124

を

103
110
117
124
125
125

に改め

る。

**附 則**

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。  
(経過措置)
- 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給が改正前の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に教育委員会が人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

**栃木県教育委員会規則第九号**

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

**栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二イの表中「6,984円」を「7,033円」に、「8,977円」を「9,027円」に改め、別表第二ロの表中「6,984円」を「7,033円」に、「7,699円」を「7,749円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(教職員課)

**人事委員会**

**栃木県人事委員会規則第十四号**

平成二十九年勸告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

**平成二十九年勸告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則**

(定義)

**第一条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 経過措置額支給特定職員 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十五号。以下「平成二十六年給与条例」という。）附則第六条第一項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十九年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同条の規定による給料を支給されるものをいう。
- 二 施行日 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十九年栃木県条例第四十八号。以下「平成二十九年勧告改正給与条例」という。）の施行の日をいう。
- 三 改正後の給与条例 平成二十九年勧告改正給与条例第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）をいう。
- 四 改正前の給与条例 平成二十九年勧告改正給与条例第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

**第二条** 経過措置額支給特定職員に対する平成二十九年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成二十六年給与条例附則第六条の規定を含む。）により支給されるべき額（第四号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が、改正前の給与条例の規定（平成二十六年給与条例附則第六条の規定を含む。以下この条において同じ。）により支給されるべき額（第四号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- 二 地域手当（第四号に該当するものを除く。）
- 三 特地勤務手当（次号に該当するものを除く。）
- 四 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第十二号）第二条の三の規定の適用がある場合における地域手当及び特地勤務手当
- 五 特地勤務手当に準ずる手当
- 六 超過勤務手当
- 七 休日給
- 八 夜勤手当
- 九 期末手当
- 十 勤勉手当
- 十一 農林漁業普及指導手当

（雑則）

**第三条** この規則に定めるもののほか、平成二十九年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**栃木県人事委員会規則第十五号**

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

**職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二一の表中「6,574円」を「6,600円」に改め、別表第二十の表中「6,579円」を「6,628円」に、「8,613円」を「8,662円」に改め、別表第二一の表中「7,204円」を「7,258円」に、「8,442円」を「8,496円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料等の支給に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第十六号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二十二ロの表中

78
79
80
81
81
82
82
83
83
84

を

77
78
78
79
79
80
80
81
82
83

に改め、別表第二十二ハの表中

54
55
56
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
60

を

53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
59

に

34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
37
37
37
38
38
38
38
39
39
39
39
39
40

を

33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
39
39

に改め、別表第二十二ニの表中

29
29
29
29
30
30
30
31
31
31
31
32
32
32
33
33
33

を

28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32

に改め、別表第二十二ホの表

78
79
80
81

77
78
78
79



3 この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

**栃木県人事委員会規則第十七号**

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

**初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十六年栃木県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

**別表第1（第6条関係）**

職員の区分 期間の区分	1 種	2 種	3 種
	円	円	円
1 年 未 満	414,300	368,400	308,300
1 年 以 上 2 年 未 満	414,300	368,400	308,300
2 年 以 上 3 年 未 満	414,300	368,400	308,300
3 年 以 上 4 年 未 満	414,300	368,400	308,300
4 年 以 上 5 年 未 満	414,300	368,400	308,300
5 年 以 上 6 年 未 満	414,300	368,400	308,300
6 年 以 上 7 年 未 満	414,300	368,400	308,300
7 年 以 上 8 年 未 満	414,300	368,400	308,300
8 年 以 上 9 年 未 満	414,300	368,400	308,300
9 年 以 上 10 年 未 満	414,300	368,400	308,300
10 年 以 上 11 年 未 満	414,300	368,400	308,300
11 年 以 上 12 年 未 満	414,300	368,400	308,300
12 年 以 上 13 年 未 満	414,300	368,400	308,300
13 年 以 上 14 年 未 満	414,300	368,400	308,300
14 年 以 上 15 年 未 満	414,300	368,400	308,300

15年以上16年未満	414,300	368,400	308,300
16年以上17年未満	409,900	364,400	305,000
17年以上18年未満	405,500	360,400	301,700
18年以上19年未満	401,100	356,400	298,400
19年以上20年未満	396,700	352,400	295,100
20年以上21年未満	392,300	348,400	291,800
21年以上22年未満	372,900	331,500	278,000
22年以上23年未満	353,100	314,300	264,000
23年以上24年未満	333,800	297,600	250,500
24年以上25年未満	314,400	280,700	236,600
25年以上26年未満	294,900	263,800	222,900
26年以上27年未満	272,200	243,000	205,300
27年以上28年未満	250,000	222,600	188,200
28年以上29年未満	227,600	202,200	170,900
29年以上30年未満	204,800	181,400	153,300
30年以上31年未満	180,000	159,500	135,300
31年以上32年未満	155,100	137,600	117,000
32年以上33年未満	130,500	115,900	99,100
33年以上34年未満	92,400	84,000	73,100
34年以上35年未満	57,100	54,200	48,800

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

**栃木県人事委員会規則第十八号**

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

**期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

**第一条** 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号）の一部

を次のように改正する。

第十六条第一号中「百分の百七十」を「百分の百九十」に、「百分の二百十」を「百分の二百三十」に改め、同条第二号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改める。

**第二条** 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「百分の百九十」を「百分の百八十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百二十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。